



# 表示レイアウト及び文字の大きさについて

平成26年3月20日  
消費者庁食品表示企画課

# 目 次

1	表示レイアウト及び文字の大きさの基準のイメージ(案)	3
2	見やすい食品表示の必要性	4
3	表示レイアウト及び文字の大きさの検討事項	6
4	現行のルール	
4-1	文字の大きさの基準(概要)	7
4-2	表示レイアウトの基準(概要)	8
	(参考)表示可能面積	9
5	見やすい食品表示の考え方(文字の大きさについて)	10
6	文字の大きさの検討	
6-1	文字の大きさについて	11
	(参考)容器又は包装の面積に対する義務表示面積の割合	12
6-2	文字の大きさの拡大	13
6-3	栄養成分の表示面積	14
6-4	省略を可能とする面積(案)	15
6-5	面積に係る省略規定について(案)	16
7	新基準(文字の大きさ)の整理(案)	17
8	新基準(表示レイアウト)の整理(案)	18
	・義務表示文字数	
(参考)	・容器包装の識別表示とは	
	・バーコード(JANコード)とは	

# 1 表示レイアウト及び文字の大きさの基準のイメージ(案)

## 食品表示基準

### 第一章 総則

- 趣旨
- 定義

### 第二章 加工食品の表示基準

第一節 一般消費者に販売される形態の加工食品を扱う事業者が遵守すべき基準

#### 第一款 容器包装入り加工食品の表示基準

- ・横断的事項
  - ・表示事項  
名称、アレルギー、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、原料原産地、遺伝子組換え食品 等
  - ・表示の方法  
横断的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定
- ・個別的事項
  - ・表示事項  
品目別に定められた事項
  - ・表示の方法  
個別的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定

#### ・表示レイアウト、文字の大きさ(全体)

- ・表示禁止事項
- ・製造業者等の努力義務

### 第三章 生鮮食品の表示基準

第一節 一般消費者に販売される形態の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき基準

#### 第一款 容器包装入り生鮮食品の表示基準

- ・横断的事項
  - ・表示事項  
名称、原産地 等
  - ・表示の方法  
横断的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定
- ・個別的事項
  - ・表示事項  
品目別に定められた事項
  - ・表示の方法  
個別的事項のそれぞれの事項の表示の方法について規定

#### ・表示レイアウト、文字の大きさ(全体)

- ・表示禁止事項
- ・製造業者等の努力義務

### 第四章 添加物の表示基準

※ 個別に定められる表示レイアウト及び文字の大きさは、個別的事項の表示の方法において規定 → 基本的に変更なし

- 【例】 ● JAS法: 果実ジュースのうち還元果汁を使用したものについて、濃縮還元と14ポイント以上で記載。  
● 食品衛生法: 乳の種類別表示について、牛乳は10.5ポイント以上、乳飲料は14ポイント以上等で記載。

## 2 見やすい食品表示の必要性

食品表示一元化検討会において、新しい食品表示制度の在り方として、表示の見やすさについて、以下の考え方が示された。

- 新たな食品表示制度の検討に当たっては、その表示が見やすいものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。
  
- 表示の見やすさについて、
  - ① 食品表示をより分かりやすくする
  - ② 今後、高齢化が進展する中で、高齢者の方々が食品表示をきちんと読み取れるようにするためには、文字を大きくすることの必要性は高い。

しかし、文字を大きくした場合、必要となる面積も拡大するため、限られた面積の中に表示を行うことが不可能となることも想定されるので、現行の一括表示による記載方法等を一定のルールの下に緩和することを検討する必要がある。

## 【参考】

### ● 食品表示一元化検討会報告書(平成24年8月9日)抜粋

#### 2 新たな食品表示制度の基本的な考え方

(1)～(2) (略)

#### (3)新しい食品表示制度の在り方

食品表示制度は、消費者にとって真に必要な表示について、事業者の実行可能性等を十分に踏まえた上で、表示基準を定め一定の事項の表示を義務付けることを基本とするものである。しかし、これらの表示は、消費者がその表示を見付け、実際に目で見、その内容を理解し、活用することによって初めて価値を発揮するものである。したがって、新たな食品表示制度の検討に当たっては、その表示が、消費者がその表示を見付け、実際に目で見(見やすさ)、その内容を理解し、消費者が活用できる(理解しやすさ)ものになっているか否かの視点をもって検討を行う必要がある。

ア～ウ (略)

#### エ 表示の見やすさ(見付けやすさと視認性)

前述のWEBアンケート結果において、

- ・ 表示事項毎に、表示の分かりにくい理由を質問したところ、栄養表示の強調表示を除く全ての表示事項で文字が小さいため分かりにくい」との回答が最も多く、
- ・ 食品表示をより分かりやすく、活用しやすいものにするための観点から、文字の大きさと情報量について質問したところ、「小さい文字でも多くの情報を載せる」が27.4%であったことに対し、「表示項目を絞り、文字を大きくする」が72.6%であった。

また、前述の内閣府調査からも、見やすさの観点から文字の大きさについて改善する必要性が高いと考えられる。

今後、高齢化が進展する中で、高齢者の方々がきちんと読み取れる文字のサイズにすることが特に必要であり、このような観点からも、文字を大きくすることの必要性は高いと考えられる(文字のサイズについて、現行では原則8ポイント以上とされている。)

このため、現行の一括表示による記載方法を緩和して一定のルールの下に複数の面に記載できるようにしたり、一定のポイント以上の大きさで商品名等を記載している商品には義務表示事項も原則よりも大きいポイントで記載するなど、食品表示の文字を大きくするために、どのような取組が可能か検討していく必要がある。

### 3 表示レイアウト及び文字の大きさの検討事項

#### 論点1

- 1 食品表示の文字の大きさについて、
  - ① 表示可能面積
  - ② 文字間隔、行間、文字の字体等による影響
  - ③ 栄養成分表示義務化に伴う義務表示事項の増加を踏まえ検討を行う。

#### 論点2

- 2 レイアウトの変更について、  
現行の表示様式(一括表示)の必要性について検討を行う。

## 4 現行のルール

### 4-1 文字の大きさの基準(概要)

		J A S 法		食品衛生法	健康増進法 【栄養成分表示(任意表示)】
		加工食品	生鮮食品		
文字の 大きさ	【原則】	<u>8ポイント以上</u>	<u>8ポイント以上</u> (容器又は包装に印刷する表示に用いる文字)	<u>8ポイント以上</u>	<u>8ポイント以上</u>
	【例外】	ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね <u>150cm<sup>2</sup>以下の場合</u> は、 <u>5.5ポイント以上</u> の大きさとできる。		ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね <u>150cm<sup>2</sup>以下の場合</u> は、 <u>5.5ポイント以上</u> の大きさとできる。	ただし、容器又は包装の表示面積が <u>150cm<sup>2</sup>以下の場合</u> は、 <u>5.5ポイント以上</u> とする。
	一定面積以下の場合、表示事項を省略できる規定(以下「 <u>省略規定</u> 」という。)	容器又は包装の面積が <u>30cm<sup>2</sup>以下であるものは、義務表示事項のうち原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名を省略</u> できる。		<u>加工食品の一部について、容器又は包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下のものは表示を省略</u> することができる。 (その他の食品については、容器又は包装の面積が30cm <sup>2</sup> 以下であっても表示を省略することができない。)	容器又は包装の表示面積が小さい場合であっても、 <u>表示事項を省略することはできない</u> 。
表示媒体	容器又は包装	容器若しくは包装又は掲示	容器又は包装	容器包装又は添付する文書	
表示対象	容器又は包装され製造場所以外で販売されるもの	生産地以外で販売されるもの	製造所及び製造場所以外で販売されるもの(容器包装されたものに限る。)	製造所及び製造場所以外で販売されるものに表示することができる。(容器包装されたものに限る。)	

## 4-2 表示レイアウトの基準(概要)

	JAS法		食品衛生法	健康増進法 【栄養成分表示(任意表示)】															
	加工食品	生鮮食品																	
表示場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器又は包装の見やすい箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他見やすい場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装又は包装の見やすい場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装(容器包装が包装されている場合は、当該包装を含む。)の見やすい場所又は当該食品に添付する文書</li> <li>添付文書に記載する場合以外は、容器包装を開けなくても見える場所に読みやすく記載</li> </ul>															
文字等	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きさの統一のとれた活字</li> <li>文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きさの統一のとれた活字(容器又は包装のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きさの統一のとれた活字</li> <li>邦文</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きさの統一のとれた活字</li> <li>邦文</li> </ul>															
表示方法 弾力規定 (全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>別記様式により行うこと。ただし、義務表示事項を別記様式による表示と同程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りではない。</li> <li>縦書きとすることができる。</li> <li>枠を記載することが困難な場合には枠を省略することができる。</li> <li>品質に関する表示の基準に定められた義務表示事項、法令により表示すべき事項及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に記載することができる。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>別記様式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名称</li> <li>原材料名</li> <li>原料原産地名</li> <li>内容量</li> <li>固形量</li> <li>内容総量</li> <li>賞味期限</li> <li>保存方法</li> <li>原産国名</li> <li>製造者</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示の順序は、熱量、たんぱく質の量、脂質の量、炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示栄養成分の量の順に記載</li> <li>栄養表示基準で定める栄養成分以外の成分の表示については、栄養成分の記載を必要とする成分とは区別して表示することが望ましい。</li> </ul> <p>表示例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <table> <tr><td colspan="2">栄養成分表示</td></tr> <tr><td colspan="2">1個(80g)当たり</td></tr> <tr><td>熱量</td><td>390kcal</td></tr> <tr><td>たんぱく質</td><td>5.3g</td></tr> <tr><td>脂質</td><td>19.1g</td></tr> <tr><td>炭水化物</td><td>49.1g</td></tr> <tr><td>ナトリウム</td><td>311mg</td></tr> <tr><td>カルシウム</td><td>20mg</td></tr> </table> </div> <p>ポリフェノール 50mg</p>	栄養成分表示		1個(80g)当たり		熱量	390kcal	たんぱく質	5.3g	脂質	19.1g	炭水化物	49.1g	ナトリウム	311mg	カルシウム	20mg
栄養成分表示																			
1個(80g)当たり																			
熱量	390kcal																		
たんぱく質	5.3g																		
脂質	19.1g																		
炭水化物	49.1g																		
ナトリウム	311mg																		
カルシウム	20mg																		
(個別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称については商品の主要面に記載することができる。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に記載することができる。</li> <li>原材料名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>																		



## (参考) 表示可能面積

- 表示可能面積とは、容器又は包装の表面積から、表示が不可能な部分を差し引いた面積をいう。なお、包装の重なり部分やキャンディ等の「ひねり」の部分等は、表示事項を記載しても判読が困難なため、表示不可能な部分としている。

### 【参考】

- ・ JAS法 加工食品品質表示基準Q&A(第1集)

(問21) 加工食品品質表示基準の「表示可能面積」とはラベル面積もしくは容器または包装の表面積のどちらですか。

(答) 表示可能面積は、容器または包装の形状等によっても異なりますが、表示事項を記載しても判読が困難な部分を除いた容器または包装の表面積をいいます。例えば、包装の重なり部分やキャンディ等の「ひねり」の部分等は表示可能な部分には入りません。従って、容器または包装の表面積から、表示が不可能な部分を差し引いた面積となります。

- ・ 食品衛生法 容器包装の面積が狭いため標示を省略することができる食品について

(昭和45年5月22日環食第210号)

- 2 容器包装の面積とは、食品を容れ、又は包んでいる状態における当該容器包装の表面積をいうが、当該面積の算定に当たっては、例えば「あめ」を紙で包装した場合の両端のひねりの部分等、標示事項を記載しても判読が著しく困難な部分は除かれるものであること。

## 5 見やすい食品表示の考え方(文字の大きさについて)

- 1 基本的に文字を大きくすると表示は見やすくなるが、表示可能面積には限りがあるため、実行可能性を考慮し、文字の大きさを定める。
- 2 具体的には、現在、文字の大きさは5.5ポイント以上と8ポイント以上で規定されているが、特に見にくいと考えられる5.5ポイント以上の文字の大きさの拡大を検討する。
- 3 また、文字の大きさの拡大に加え、栄養成分表示の義務化に伴う表示面積の拡大も踏まえ、省略規定が適用される面積の拡大を検討する。

## 6 文字の大きさの検討

### 6-1 文字の大きさについて

#### 新基準案

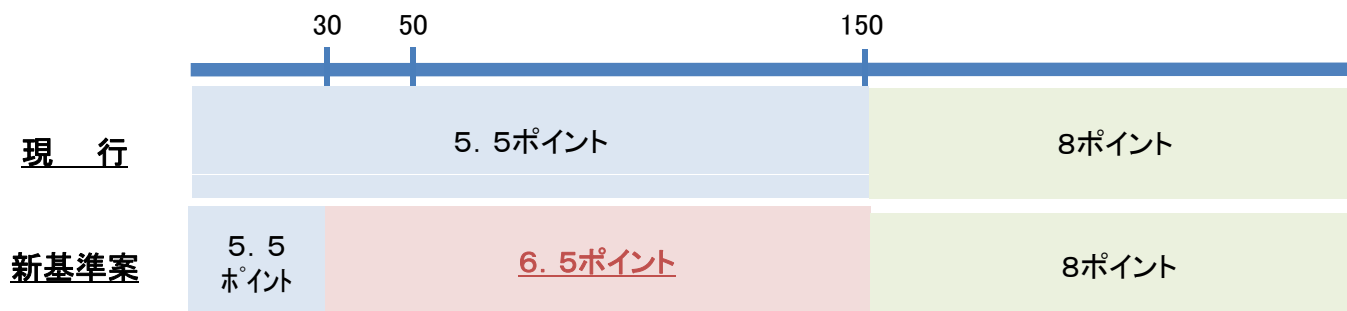
- 1 容器包装の面積が $30\text{cm}^2$ 以下の場合→文字の大きさは5.5ポイント以上
- 2 容器包装の面積が $30\text{cm}^2$ より大きく、かつ、表示可能面積が $150\text{cm}^2$ 以下の場合  
→文字の大きさは6.5ポイント以上

文字の大きさ  
(書体:MS Pゴシック)

ポイント	大きさ(mm)	表示例
5.5	1.933	見やすい文字の大きさ
6.5	2.284	見やすい文字の大きさ
7	2.46	見やすい文字の大きさ
8	2.812	見やすい文字の大きさ
10	3.515	見やすい文字の大きさ
12	4.218	見やすい文字の大きさ

ポイント:活字の大きさを表す単位  
JISポイント(1pt=0.35146mm)

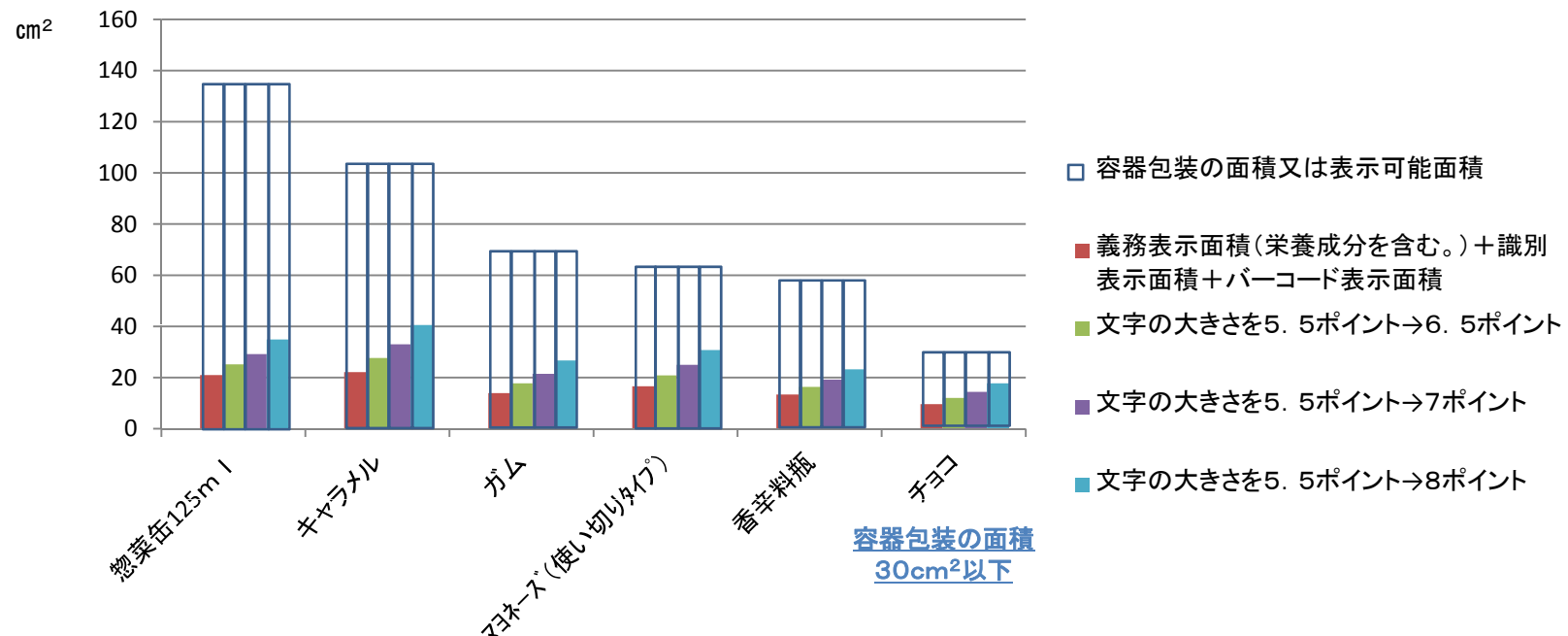
(参考)面積の目安  
はがき  $148\text{cm}^2$   
名刺  $50\text{cm}^2$



## (参考) 容器又は包装の面積に対する義務表示面積の割合

- 容器又は包装の面積と義務表示等の面積は比例しない。
  - 容器又は包装の面積が小さくなると、義務表示等を行うことが難しくなる食品が出てくる可能性がある。

容器包装の面積が150cm<sup>2</sup>以下の商品(文字の大きさ5.5ポイント)



※ 容器包装の面積、義務表示面積等は、標準的と考えられる食品についてサンプル調査を行った結果に基づく数値。

マヨネーズ、香辛料瓶、チョコに栄養成分表示はない。



## 6-3 栄養成分の表示面積

### ● 栄養成分表示の義務化に伴い、必要となる表示面積が拡大する。

- ・ 新たに栄養成分表示を行うと少なくとも70文字程度(栄養5成分の場合)必要となる。

(例) 栄養成分表示 1袋(100g)当たり 熱量100kcal/たんぱく質2.0g/

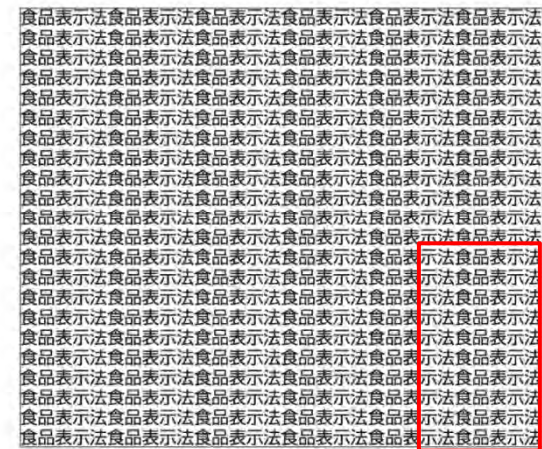
脂質5.0g/炭水化物12.5g/食塩相当量0.22g(推定値) (69文字)

- ・ 面積換算すると、栄養成分に必要な表示面積は、約4.2cm<sup>2</sup>となる。

$$\frac{6.9\text{cm} \times 5.8\text{cm}}{660\text{文字}} \times 70\text{文字} = 4.2\text{cm}^2$$

(拡大後の一文字当たりの面積) (栄養成分の文字数)

- ・横6.9cm × 縦5.8cm
- ・文字6.5ポイント
- ・行間7.5ポイント
- ・正体
- ・30文字 × 22行
- =660文字



5.8cm

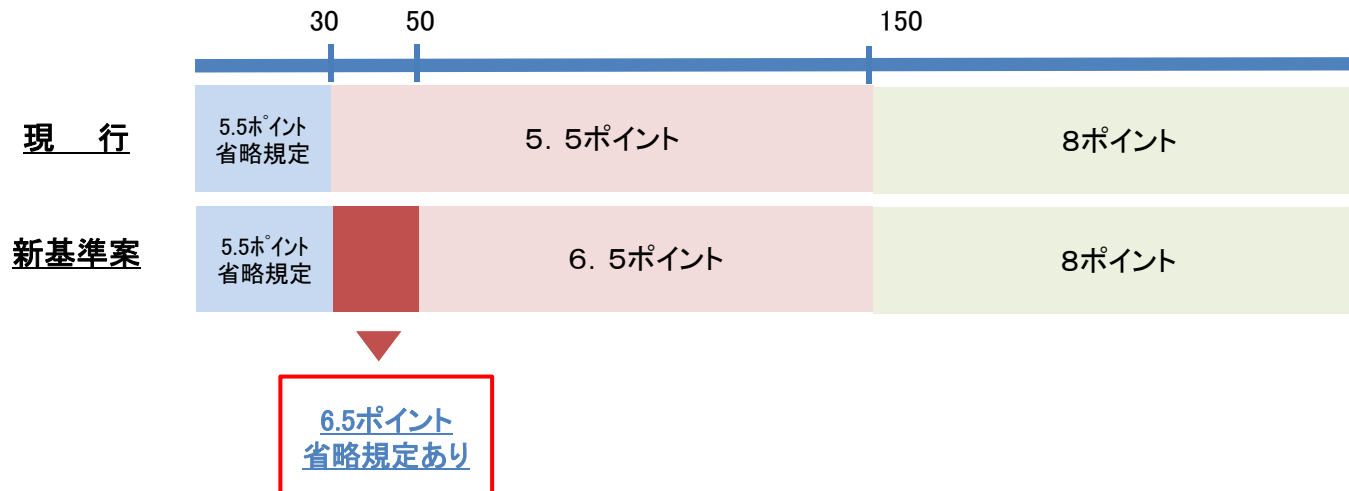
6.9cm

## 6-4 省略を可能とする面積(案)

### 新基準案

- 省略規定を可能とする面積を30cm<sup>2</sup>以下から、50cm<sup>2</sup>以下に変更する。

現行の面積 ①	30cm <sup>2</sup>
文字ポイント数の変更 <span style="float: right;">P11</span>	5.5ポイント → 6.5ポイント
文字ポイント数の拡大に伴う拡大面積 ② <span style="float: right;">P13</span>	約10cm <sup>2</sup>
栄養成分表示文字数の増加に伴う拡大面積 ③ <span style="float: right;">P14</span>	約4cm <sup>2</sup>
<u>新基準の面積(①+②+③)</u> (30+10+4=44≒50)	<u>50cm<sup>2</sup></u>



## 6-5 面積に係る省略規定について(案)

### 現行の省略規定

JAS法	容器又は包装の面積が30cm <sup>2</sup> 以下であるものは原材料、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名を省略することができる。
食品衛生法	<p>第1条第1項第11号口に掲げる食品及び同項第12号に掲げる加工食品であって、容器包装面積が30cm<sup>2</sup>以下の場合、その表示を省略することができる。</p> <p>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号) 第1条</p> <p>十一 容器包装に入れられた食品(前各号に掲げるものを除く。)であって、次に掲げるもの イ 食肉、生かき、生めん類(ゆでめん類を含む。)、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの(凍結させたものを除く。)及びゆでがに ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの</p> <p>十二 別表第1の上欄(左欄)に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含む。)</p>
健康増進法 〔栄養成分表示 (任意表示)〕	容器又は包装の表示面積が小さい場合であっても、表示事項を省略することはできない。

### 新しい省略規定

1 省略できない事項 「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルギー」	①食品の安全性の確保のために必要な情報である、②表示責任者の記載があれば、省略されている事項の情報を得られる、ため省略できない事項とする。
2 省略可能な事項 「原材料名」、「添加物」、「内容量」(計量法の義務がかからない場合)、「栄養成分の量及び熱量」、「製造所等の所在地及び製造者等の氏名(名称)」、「原産国名」、「原料原産地名」、「遺伝子組換え食品である旨」等	表示がある方が望ましいが、表示面積が限られている中で、1よりは優先順位が低い事項であるため、省略を可能とする。



## 7 新基準(文字の大きさ)の整理(案)

### 論点1

#### (文字の大きさ)

- ① 容器包装の面積が30cm<sup>2</sup>より大きく、150cm<sup>2</sup>以下の場合は文字の大きさは6.5ポイント以上とする。
- ② ただし、容器包装の面積が30cm<sup>2</sup>以下の場合、文字の大きさを5.5ポイント以上から6.5ポイント以上に拡大すると表示が困難になる可能性があるため、文字の大きさは5.5ポイント以上のままとする。
- ③ さらに、表示可能面積が150cm<sup>2</sup>より大きい場合、文字の大きさを8ポイント以上のまま、新たに栄養成分表示を行ったとしても、増加面積分の表示を行うことは可能であると考えられることから、文字の大きさは8ポイント以上のままとする。

#### (省略規定)

- ④ 容器包装の面積が30cm<sup>2</sup>より大きい場合、文字の大きさの拡大の他、栄養成分表示の義務化に伴う表示面積の拡大を踏まえ、省略規定が適用される表示面積を30cm<sup>2</sup>から50cm<sup>2</sup>に拡大する。
- ⑤ 容器包装の面積が50cm<sup>2</sup>以下の場合は、原材料名、添加物、内容量(計量法の義務がかからない場合)、栄養成分の量及び熱量、製造所等の所在地及び製造者等の氏名(名称)、原産国名、原料原産地名、遺伝子組換え食品である旨等を省略できることとし、名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、表示責任者、アレルギーを義務表示とする。

#### (その他)

- ⑥ 個別規定がある場合は個別規定を優先する。

#### 【例】

- JAS法: 果実ジュースのうち還元果汁を使用したものについて、濃縮還元と14ポイント以上で記載。
- 食品衛生法: 乳の種類別表示について、牛乳は10.5ポイント以上、乳飲料は14ポイント以上等で記載。

## 8 新基準(表示レイアウト)の整理(案)

### 論点2

#### (考え方)

- ① 表示のレイアウトについては、3法を統合するに当たり、食品衛生法には規定がないので、JAS法及び健康増進法の考え方を引き継ぐ。
- ② JAS法で規定されるレイアウトについては、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」(食品の表示に関する共同会議報告書)のとりまとめ、平成18年8月に加工食品の表示方法等にかかる見直しが行われ、一括表示の様式の弾力化が図られていることから、基本的に変更は行わないこととする。(次ページ参考)
- ③ 栄養成分表示については、様式1とは別面に一括して表示することができる。(詳細については4月以降に開催される栄養表示調査会において議論)

#### (変更部分)

- ④ 表示のレイアウトについて、JAS法の規定から変更される部分は以下のとおり。
  - ・ 様式1及び様式2を規定する。
  - ・ 様式1と様式2は別面に表示することができる。
  - ・ 食品添加物以外の原材料と食品添加物は、違いを明確にするために区切り(例「/」「:」等)を記載する。

#### 様式1

名称  
原材料名(添加工物、アレルギーを含む。)  
原料原産地名  
内容量  
消費期限  
保存方法  
原産国名  
製造者等(製造所固有記号を含む。P)

#### 様式2

#### 栄養成分表示

※ 詳細については4月以降に開催される栄養表示調査会において議論

【参考】

- 加工食品品質表示基準改正(わかりやすい表示方法等)に関するQ&A(平成18年8月)(抜粋)

<総論>

(問1)平成18年8月の加工食品の表示方法等にかかる見直しについて、経緯と概要を教えてください。

(答)

- 1 近年、多様な加工食品が製造されるようになり、表示を実施する事業者も多様化する中で、定められた様式(以下、別記様式)による表示方法のみでは、消費者への情報提供の観点から必ずしも十分ではない、表示に当たつての考え方を明確化すべき事項があるなどの課題が顕在化してきました。
- 2 このような状況を踏まえ、加工食品の表示方法の見直しについて検討が行われ、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」(食品の表示に関する共同会議報告書)がとりまとめられました。この報告書における提案に基づき、このたび、加工食品品質表示基準の改正を含めて、加工食品の表示方法の見直しを行いました。
- 3 平成18年8月の見直しの概要は以下のとおりです。

① 一括表示様式の弾力化等について

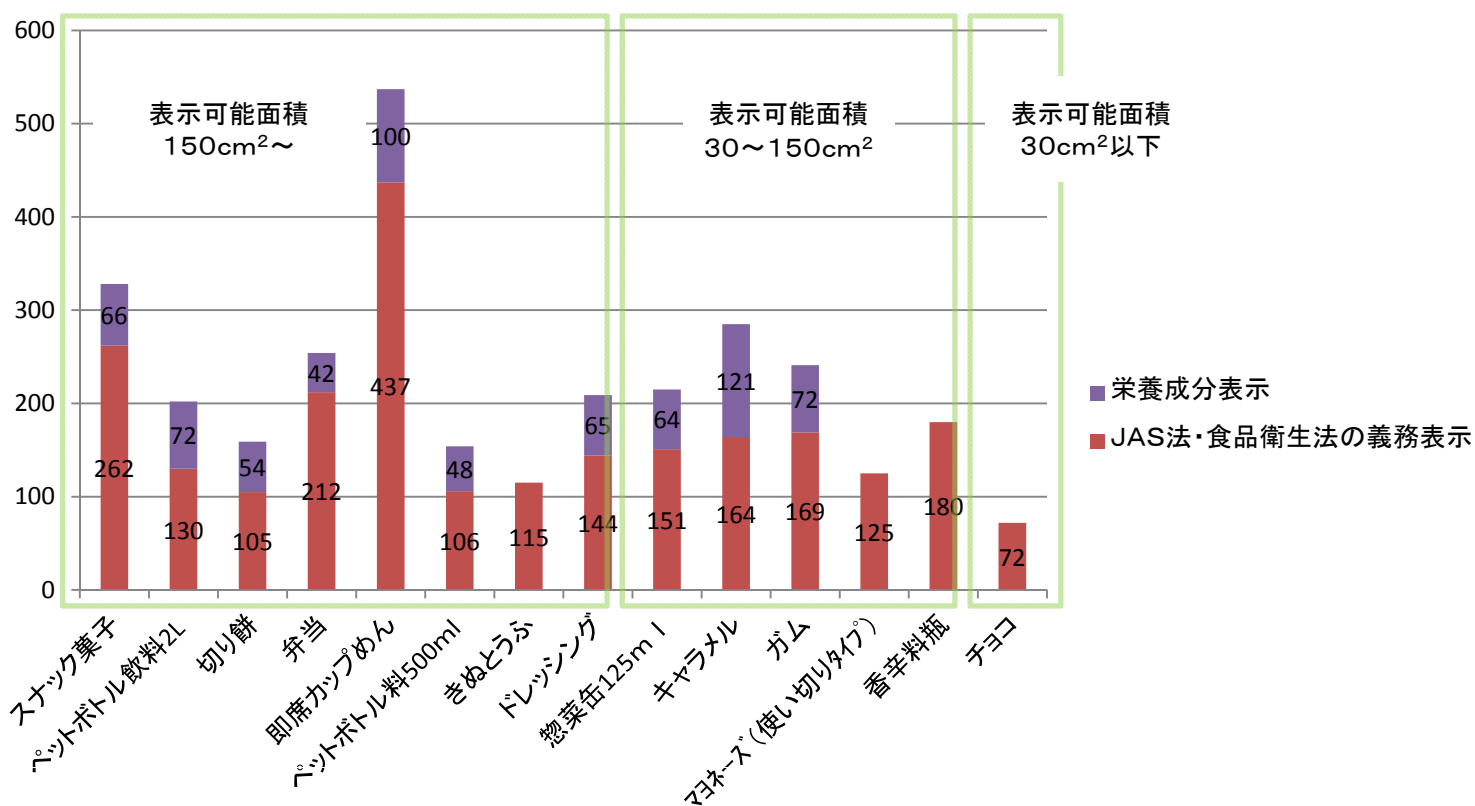
- ・別記様式に限られていた表示様式について、別記様式による表示を基本としつつ、義務表示事項が別記様式による表示と同等程度にわかりやすく一括して表示されている場合(プライスラベルによる表示など)に限り、別記様式以外の表示も可能としました。
- ・義務表示事項以外の事項であっても、消費者の選択に資するものであれば別記様式枠内に記載できるなど、弾力的な表示を可能としました。
- ・名称と内容量については、商品の主要面に記載することにより、義務表示事項が一括して表示される部分(以下、一括表示部分)での表示省略を可能としました。
- ・内容量及び原材料名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合、一括表示部分に記載箇所を表示することで、他の箇所での表示を可能としました。

②～③ (略)

## 義務表示文字数

- 義務表示文字数は特殊なものを除けば、100文字～300文字程度。文字数が多いもので、537文字であった。

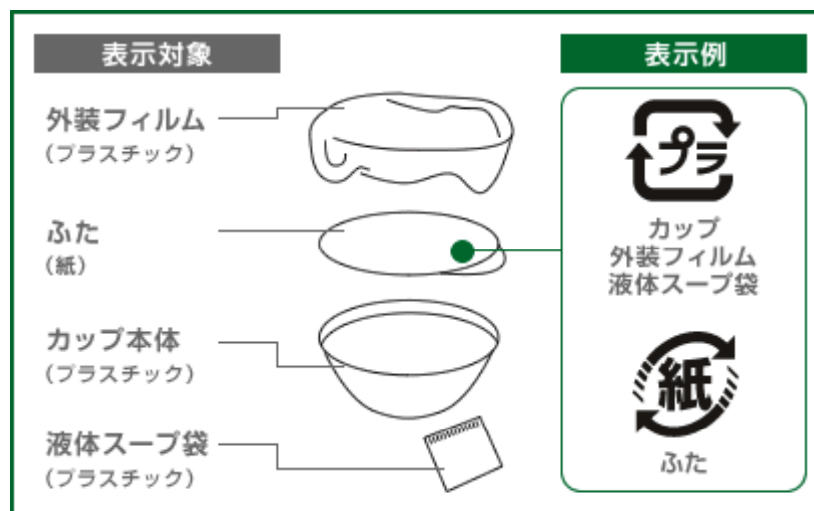
文字数



※ 容器包装の面積、義務表示文字数は、標準的と考えられる食品についてサンプル調査を行った結果に基づく数値

## 容器包装の識別表示とは

- 消費者がごみを出すときの分別を容易にし、事業者や地方自治体などが分別回収への取組を推進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づき、指定表示製品(飲料・酒類用のスチール製の缶やアルミ製の缶、飲料・酒類・特定調味料用のPETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装等)の製造、加工、販売を行う事業者に対して、識別マークの表示を義務付けている。



## バーコード(JANコード)とは

- JANコードは日本国内のみの呼称で、国際的にはEANコード(European Article Number)と呼称され、アメリカ、カナダにおけるUPC(Universal Product Code)と互換性のある国際的な共通商品コードである。
- JANコードには、標準タイプ(13桁)と短縮タイプ(8桁)の2つの種類がある。さらに、標準タイプには、最初の7桁がGS1事業者コード(JAN企業コード)となっているものと、9桁がGS1事業者コード(JAN企業コード)となっているものに分けられる。

### 【標準タイプ】

桁	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>
	国コード		標準メーカーコード					商品コード			チェックデジット		

(日本は49または45)

表示例  
※縮小・拡大等も可能

### 【短縮タイプ】

桁	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>
	国コード		短縮メーカーコード			商品コード		チェックデジット

